

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を2021年6月に公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施している。

加えて、厚生労働省が、2020年4月の診療報酬改定において、医療的ケア児が通う学校の学校医又は医療的ケアに知見のある医師に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価を新設するとともに、医療的ケア児が普段利用している訪問看護ステーションから学校が必要な情報提供を受けられる機会を拡充したことを受けて、文部科学省では、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を整理し、教育委員会等に通知した。

#### オ 私学助成

私立の小学校から大学までの学校（特別支援学校を含む）における障害のある児童・生徒・学生等の就学への配慮や、特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園等の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育環境の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、「私立学校振興助成法」（昭和50年法律第61号）に基づき、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

#### カ 家庭への支援等

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて就学奨励費を支給している。2020年度からは、新たにオンライン学習に必要な通信費についても補助対象とし、2021年度にはさらに補助対象者の拡充、補助上限額の引き上げを行った。

# TOPICS

## 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告を踏まえた特別支援教育の推進

2021年1月、文部科学省が開催した「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告が公表された。文部科学省では、本報告や、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」等も踏まえ、特別支援教育の推進に取り組んでいる。

本報告では、特別支援教育を巡る状況や基本的な考え方、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実といった内容が盛り込まれており、これも踏まえ、2021年6月には、障害のある子供の学びの場の適切な選択に資するよう、「障害のある子供の教育支援の手引」の改訂を行った。本手引においては、障害のある子供の教育支援の基本となる「教育的ニーズ」を整理するための考え方を示すとともに、教育相談・就学先決定のプロセスや障害種毎の教育的対応を提示した。さらに、別冊として、医療的ケア児の受入れに際し、関係者が理解しておくべき基本的な考え方を示した「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を作成した。文部科学省では、各種会議での説明や周知等を通じ、各関係者に対し、本手引の内容が各地域で徹底されるよう努めている。

また、2021年9月24日には、特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」を策定・公布した。

さらに、特別支援教育を担う教師の専門性向上にかかる施策を検討・推進するため、2021年10月より、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」を開催し、特別支援教育を担う全ての教師の専門性向上や、教職課程コアカリキュラムの策定等について議論を行っている。

文部科学省では、引き続き、障害の有無にかかわらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指していく。

文部科学省ホームページ「障害のある子供の教育支援の手引」

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

### 「障害のある子供の教育支援の手引」（概要）



#### ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要**。
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

#### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

##### 1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

#### 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

##### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

##### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

##### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

##### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

##### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
  - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
  - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
  - ・ 障害のある外国人について

##### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの

～相談担当者的心構えと求められる専門性～

#### 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

##### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別別に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



## 2. 障害のある子供に対する福祉の推進

### (1) 障害児保育の推進

厚生労働省においては、障害のある児童の保育所での受入れを促進するため、1974年度より障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある児童の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度より地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害のある児童に広げる等の拡充をしている。

また、2015年度より施行した子ども・子育て支援新制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害のある児童等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②新設された地域型保育事業について、障害のある児童を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置を行っている。

さらに、保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、2017年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

なお、障害児保育の研修分野を含めた保育士等キャリアアップ研修を修了し、リーダー的職員となった者に対して、その取組に応じた人件費の加算を実施している。

加えて、障害児保育に係る地方交付税について、2018年度には、措置額を約400億円から約880億円に拡充するとともに、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」（2020年度以降、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数（以下「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）に応じて地方交付税を算定することとした。

このほか、障害のある児童を受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業を実施している。

■ 図表3-4 障害児保育の実施状況推移



注：各年度3月31日時点  
資料：厚生労働省

## (2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳や身体障害者手帳を所持する児童に限らず、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受入に努めているところである。

障害のある児童の受入を行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、2021年5月現在で、全26,925クラブのうち約58%に当たる15,564クラブにおいて、50,093人を受け入れている状況である。障害のある児童を受け入れるに当たっては、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、障害のある児童を1人以上受け入れている放課後児童クラブに専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助しているところである。

また、2017年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、更に1名の専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費の上乗せ補助や医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等を配置するために必要な経費の補助を行っている。

さらに、2022年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、現行の1名に加え、受け入れ人数に応じて最大2名（計3名）の職員を加配できるよう補助を拡充するとともに、医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等が当該児童への送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設しており、障害のある児童が放課後児童クラブを適切に利用できるよう支援している。